

別表第十二号 無線局の運用の特例に係る届出書の様式(第31条の3第3項(第31条の4及び第31条の5において準用する場合を含む。))関係(総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

無線局運用特例届出書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

電波法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

電波法第70条の8第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に無線局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

電波法第70条の9第2項において準用する法第70条の7第2項の規定により、自己以外の者に登録局を運用させたので、下記のとおり届け出ます。

(注2)

記

1 届出者(注3)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
法人番号	

2 非常時運用人(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合は当該無線局の免許人以外の者、同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合は当該登録局の登録人以外の者。以下この別表において同じ。)に運用させた無線局の免許又は登録の番号

3 非常時運用人(注4)

住 所	都道府県—市区町村コード []
	〒(—)
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
連絡先	

4 非常時運用人による運用の期間

5 無線設備の製造番号(特定無線局(電波法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)又は包括登録に基づき開設している登録局に限る。)

6 欠格事由に関する事項(電波法第70条の8第1項の規定により無線局の運用を行わせた場合又は同法第70条の9第1項の規定により登録局を運用させた場合に限る。)(注5)

無線局の運用を行つた者は、電波法第5条第3項各号のいずれにも該当しません。

登録局の運用を行つた者は、電波法第27条の23第2項各号(第2号を除く。)のいずれにも該当しません。

7 届出の内容に関する連絡先

所属、氏名	フリガナ
電話番号	
電子メールアドレス	